

お知らせ

平成29年8月24日  
報道解禁：8月28日16時以降

資料提供先：島根県政記者会

## ～違反車両撲滅のため取り締まりの強化～ 【第2回】特殊車両の指導取締を実施します！

道路を通行する大型トレーラー等の特殊車両については、道路構造の保全や交通安全のため、通行に際し道路管理者の許可が必要です。

しかし、無許可や違法な状態で走行している車両が多く見受けられるため、特殊車両の指導取締を継続的に実施し、これらの車両について、適正な運行がなされるように指導取締を実施しますのでお知らせします。

平成26年5月9日に策定された「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」に基づき、国民の財産である道路を極めて大きく傷める重量超過の悪質違反者には厳罰化を、適正に道路を利用して物流を支える方にはより使いやすくといったメリハリの聞いた取り組みを進めていくこととなりました。

国土交通省HP [http://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_000420.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html)

- 日 時：平成29年8月28日（月）14：00～16：00  
(雨天等により取締を中止する場合があります。)  
※平成29年度、第2回目の取締となります。  
(前回予定しておりました6月30日は急遽中止となりました。)
- 場 所：一般国道9号（上り）宍道車両監視所  
松江市宍道町佐々布地内 ※詳細は別紙1参照
- 協力機関：島根県松江警察署
- 留意事項：報道解禁は下記の通りとさせていただきますので、ご協力をお願いします。  
**ラジオ、テレビ・・・取締日の16時以降  
新聞・・・・・・取締日の夕刊以降**  
なお、当日の取材を希望される場合は、事前に問い合わせ先に連絡をお願いします。

### 【問い合わせ先】

#### 国土交通省 中国地方整備局 松江国道事務所

副所長（管理）	溝田 亨	(内線205)
(管理担当) 管理第一課長	中田 好彦	(内線431)
(広報担当) 計画課長	高崎 修	(内線261)

TEL：0852-26-2131（代表） 0852-60-1346（管理第一課直通）  
FAX：0852-27-4132 URL：<http://www.cgr.mlit.go.jp/matsukoku/>

※松江国道事務所では、twitter（ツイッター）による情報発信を行っています。

ツイッター：[http://twitter.com/road\\_matsue](http://twitter.com/road_matsue)

QRコード



## 別紙1

### 位置図

N



## 参考資料

### ※取締状況及び結果

#### ●今年度の取締状況

今年度の取締結果は次のとおりです。

実施路線	取締台数	違反台数	違反内訳	
			無許可	通行条件違反
国道9号	11台	2台	1台	1台

※現在までに、警察機関の御協力もありトラブルは発生しておりません。  
今後も引き続き円滑な特殊車両指導取締を行っていきます。

車両重量計測状況



車両寸法計測状況



重量超過是正作業事例

許可重量を超過していたため、取締現地において許可車両に積み替えを行うため、積載貨物を下ろしました。



※掲載の車両写真は、取締等の状況写真であり違反の車両ではありません。



# 違反取締りや違反者への指導等の強化

違法に通行する大型車両の取締りの強化として、道路管理者と警察が連携して、高速道路と一般国道での合同取締りや昼夜での取締りを実施します。

## 違反内容

- ①無許可 ②許可証不携帯 ③通行条件違反 ④措置命令違反

## 取締りの方法

### ■取締基地（昼夜実施）

道路脇に設置された指導取締基地に車両を引き込み、重量・寸法を計測し、法令違反者には貨物の分割等の重量・寸法の軽減など措置命令や警告を実施。

違反の状況によっては、通行中止の命令をする場合があります



### ■自動計測装置

走行状態において、基準を超える車両の重量等を自動的に計測。

データベースにアクセスして許可の有無等を判定。

判定を活用して、違法走行を繰り返す事業者に対しては、指導警告書を送付します。



違反走行を繰り返す事業者に対しては、窓口への呼び出しを行い、是正指導書を手交します

## 悪質な違反者に対する罰則強化のお知らせ

一般制限値を超える車両の通行には特車通行許可の申請が必要です。

申請手続きを行わないと、**100万円以下の罰金**が科せられます（道路法第104条第1号）。

さらに、平成27年2月より違反者に対する罰則を強化。

**特車レッドカード**と称し、基準の2倍以上の車両総重量で走行する違反車両を、

現地取締りで確認した場合は**即時告発**を行います。

荷主、運送事業者のみなさまにおかれましては、コンプライアンスの遵守をお願いします。

## 悪質な違反車に対しては、事業停止処分の可能性も!!

## 荷主勧告制度

貨物自動車運送事業法では、トラック運送事業者が行った過積載運行等の違反行為について、荷主が指示するなど荷主の主体的な関与があった場合に、国土交通省が当該荷主に対して**是正措置を勧告し、トラック運送事業者の違反行為の再発防止を図る荷主勧告制度**が設けられています。

また、特殊車両の取締りにより、**無許可や許可内容違反の車両の走行の繰り返し**が確認された場合も、荷主勧告の対象となります。

場合によっては、事業停止処分等が実施されます。

法令を遵守し、尊い国民資産である道路の老朽化防止にご協力ください。



国土交通省  
中国地方整備局

ホームページアドレス: <http://www.cgr.mlit.go.jp/>  
広島市中区上八丁堀6-30 TEL 082-221-9231

大型車通行適正化に向けた  
中国地域連絡協議会  
『連携した広報・取締りを実施』

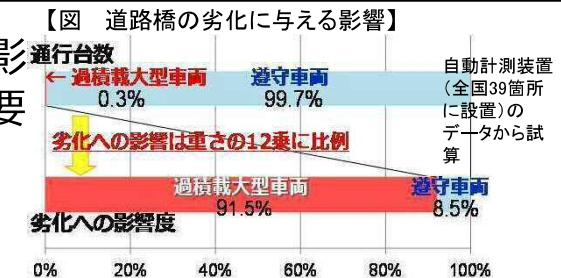
# (参考)悪質な重量制限違反者への告発(レッドカード)について

## 背景

0. 3 %の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。

※車両総重量20tを超える違反車両

⇒ 軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当



基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化→現地取締りで違反を確認した場合は告発（レッドカード）

## 告発対象者の条件

○車両総重量の一般的制限値（国管理道路は最大27t）を基準とし、下記に該当する場合には、当該総重量違反の事実をもって告発（レッドカード）の対象とします。（基準については、車両制限令第3条並びに車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条及び第1条の2に掲げる表中のうち該当する総重量による）

### ◆車両総重量が「基準×2」以上の車両

なお、特車通行許可車両は、「基準×2+(許可総重量-基準)」

○無許可のセミトレーラ連結車（バン型）でのレッドカード例

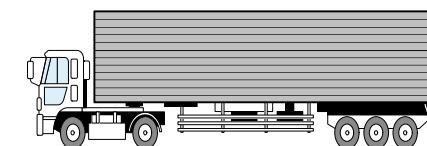
基準×2=54t

27t

27t

基準=一般的制限値27t（セミトレーラ連結車（バン型）の例）

レッドカード条件：「総重量54t以上」



※ 車両制限令第3条第2項に定める「特例5車種」以外の車両に係る一般的制限値（基準）は、最大25t（国管理道路の場合）

※ なお、車両総重量が基準の2倍に達しない場合にあっても、車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、通行の中止等を命ずるとともに、是正指導等が行われることがあります。また、常習的に違反が行われていることが確認された場合にあっては、現行通達に基づいて告発の対象になることがあります。

## 告発による罰則

○道路法104条（無許可）により、100万円以下の罰金等